

児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和5年5月31日
厚生労働省
健康局難病対策課

児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和5年4月14日（金）から同年5月14日（日）まで御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	申請日から遡る期間は原則1か月とのことだが、どういった場合に3か月遡れるのか、明確に示してもらいたい。	指定医が診断書の作成に1か月近くを要した場合や、入院その他緊急の治療が必要であった等の事情がある場合においては、診断から申請までの期間が1か月を超えてしまうこともあるため、そのようなやむを得ない理由により、申請日から遡って1か月までの間に当該申請をすることができなかつたと認められる場合には、申請日から最大3か月まで遡れることとしています。

2	<p>新しく医療費助成が申請日から遡って効力を発することができる期間は原則1か月、相当な理由があれば3か月となっているが、原則1か月を原則3か月としていただきたい。症状が出て通院しても現実の課題としてすぐにもやもや病と診断されない。</p> <p>特に小児は最初に小児科を受診するが、見つけられる小児科医はほとんどいない。脳神経外科に転科するまでに3か月はかかり、そこからの申請となる。この3か月間の検査費用が一番かかる。</p> <p>さらに、一過性の虚血性発作が、月単位であればもっと診断までの期間が長くなる。</p>	<p>申請日から遡る「期間」の限度については、令和4年7月に、患者団体等も参加する関係審議会において、個々の事情により様々なケースが考えられ、原則1か月としつつ、入院その他緊急の治療が必要であった等の事情がある場合においては、前倒しの期間は概ね3か月程度が妥当ではないかとされたことを踏まえて定めたものであり、関係者の議論に沿った適切な期間であると認識しております。</p> <p>申請日から3か月遡って助成する事情の有無については、患者からの医療費助成の申請書にチェックボックスを付けるなど、簡易に地方自治体が確認できる方法とする方向で検討しております。</p>
3	<p>医療費助成の起算日について、申請日から遡る期間を原則1か月、相当な理由があれば3か月としている点について、もやもや病の場合、発症時は幅広い様々な状態が考えられるが、最も深刻なものは脳出血や重度の脳梗塞であり、この場合、患者の年齢、核家族化などの家族環境も含め、急性期の対処に相当時間を要し、手続きに関するものは、その後の対応となる。その場合、3か月でも十分とは言えないため、最低でも3か月としていただきたい。</p> <p>このことにより、「相当な理由」という判断に恣意性に入る余地を排除することも可能だと考えられる。</p>	<p>施行に当たって、運用に地域間格差が生じないように、通知やQ&A等で具体的なケースをお示しすることにより、可能な限り全国統一的な取扱いとなるよう、しっかりと必要な周知を行ってまいります。</p>
4	<p>新しく医療費助成が申請日から遡って効力を発するとのことで原則1か月 相当の理由があれば3か月とのことだが、もやもや病の場合突然の出血等で倒れて家族の援助が</p>	

	<p>得られない等々、個々の事情によっては1か月の余裕では厳しい。</p> <p>また、相当な理由は、現場で判断されることになり地域差が出るのではと心配である。最初から3か月にしてほしい。</p>	
5	<p>「支給認定の申請のあった日から遡ってその効力を生ずる一定の期間は、1か月とする。ただし、指定医の診断書の作成に一定の期間を要した等やむを得ない理由があるときは、3か月とする。」とあるが、もやもや病の場合、突然出血等で倒れた場合、意識回復などに時間を要し、症状によっては1か月では十分といえない。</p> <p>「やむを得ない理由」というのは曖昧なので、最初から3か月の遡及期間としていただきたい。</p>	
6	<p>特定医療費の支給認定について、「申請日から遡って1か月とする。やむを得ないときは、3か月とする。」とあるが、もやもや病の場合、突然倒れ、後からもやもや病とわかったような場合、独り身だったり、保護者等も動転して申請どころではない状況もあったりするため、申請自体が遅れることも考えられる。そのため、1か月の余裕では不十分と考えられる。</p> <p>また、やむを得ない時の判断についても、現場で判断されることになり、地域差が出ることも考えられる。</p> <p>やむを得ない時だけでなく、「申請日から遡って3か月とする。」と最初から3か月としていただきたい。</p>	

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。